

秋田県発注工事及び業務委託における予定価格の積算について

令和 6 年 2 月 2 6 日
農林水産部農地整備課
建設部技術管理課

令和 6 年 3 月から適用する新労務単価等については、早期活用を図ることとしますが、発注の集中による入札参加者の事務の効率化及び積算システム実装作業等を踏まえ、次によることとします。

○ 農林水産部及び建設部が発注する案件

令和 6 年 3 月 1 日以降に公告・閲覧する工事及び業務委託における予定価格は、旧労務単価等※¹により算出するものとします。

なお、当初契約締結後に、新労務単価等※²に変更します。

※1 旧労務単価等とは、秋田県実施単価表（令和 6 年 3 月 1 日以降適用）の公共工事設計労務単価基準額及び設計業務委託等技術者単価によるものとします。

※2 新労務単価等とは、秋田県実施単価表（令和 6 年 3 月 1 日以降適用 第 1 回改定）の公共工事設計労務単価基準額及び設計業務委託等技術者単価によるものとします。

※ なお、秋田県実施単価表（令和 6 年 3 月 1 日以降適用 第 1 回改定）が更に改定となった場合は、秋田県実施単価表（令和 6 年 3 月 1 日以降適用 最終改定）の新労務単価等を適用します。

（参考）予定価格算出適用単価一覧表

公告年月日	農林水産部及び建設部が発注する案件	
	労務単価	資材等単価
R6. 2. 1～2. 29	2 月 (旧労務単価等)	2 月
R6. 3. 1～3. 31	3 月 (旧労務単価等)	3 月
R6. 4. 1～4. 30	4 月 (新労務単価等)	4 月

※令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する案件のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価等を適用したものについては、別に定める特例措置に基づき、当初契約締結後に、新労務単価等及び当初契約日の属する月の資材等単価を適用して変更契約します。